

物件詳細情報（土地）

物件名	みどり園跡地		予定価格	3,830 万円
所在地	佐賀市金立町大字金立字八本杉 2215 番 30			
現況地目及び面積等	地 目：宅地	工作物：コンクリートブロック塀、木杭、門扉等（参考事項参照）		
	地 積：2,566.54 m ²	樹 木：無し		
登記簿記載事項	地 目：宅地			
	地 積：2,566.54 m ²			
	その他：			
接面道路の状況等	東側：幅員約 21.8m、県道（佐賀・川久保・鳥栖線）に等高～約 50 cm 高く接面			
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化調整区域		
		用途地域	—	
		地域、地区	—	
		建ぺい率	60%	
		容積率	100%	
		高度制限	指定無し	
		防火地域	指定無し	
		その他		
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地（松原遺跡）に含まれる		
	その他			
私道の負担等に関する事項	私道負担	無し	負担の内容	
	道路後退	無し	負担の内容	
供給処理施設の状況	接面道路配線等の状況		施設整備時期及び状況	施設整備の特別負担の有無
	電 気	有り		—
	公営水道	有り	接続無し	有り
	公共下水道	有り	接続有り	—
	都市ガス	無し		—
交通機関	鉄 道	J R長崎本線「佐賀」駅まで 約 6.5 km		
	バ ス	「整肢学園前」バス停まで 徒歩約 2 分		
公共・公益施設等	金立駐在所、金立小学校、金立郵便局			

参考事項

●建物建築にあたっては、建築基準法、各地方公共団体の条例等により規制される場合もありますので、事前に関係各機関にご照会ください。

(建築確認等建物についてのお問い合わせ先)

〒840-8501 佐賀市栄町1-1
佐賀市役所建築指導課
電 話 0952-40-7173

(上下水道についてのお問い合わせ先)

〒849-8558 佐賀市若宮三丁目6番60号
佐賀市上下水道局
電 話 0952-33-1313
メール komu.sai@city.saga.lg.jp (上水道工務課)
gesuikomusui@sity.saga.lg.jp (下水道工務課)

●周知の埋蔵文化財包蔵地(松原遺跡)に含まれているため、開発を行う場合には佐賀市教育委員会へ文化財保護法に基づく発掘に関する届出が必要となります。

(埋蔵文化財についてのお問い合わせ先)

〒840-0811 佐賀市大財3丁目11番21号
佐賀市教育部文化振興課文化財一係・二係
電話:0952-40-7368

●物件の引き渡しは現況のまま(本地下に存在する工作物等を含む)で行いますので、境界等詳しくは現地でご確認ください。

●敷地内に電柱があります(九州電力:支柱2本、支線2条 NTT:支柱1本、支線2条)。購入者の方と九州電力及びNTTとの間で、賃貸借契約が必要となります。詳しくは、各社へお問い合わせください。

(NTT分に関する問い合わせ先)

〒849-0916 佐賀市高木瀬町東高木214-1
(株)NTTフィールドテクノ九州支店 設備部
電話 0952-36-5507

(九州電力分に関する問い合わせ先)

〒840-0804 佐賀市神野東二丁目3番6号
九州電力(株)佐賀配電事業所 設備建設グループ
電話 0952-33-1171

●敷地内には以下の残置物があります。残置物の位置や状況についての図面や建物解体報告書等は佐賀県庁新館2階資産活用課にて閲覧に供しておりますので、必ず閲覧の上、埋設状況を確認してください。(図面の一部はホームページに掲載しています。)

- ① 県道川久保鳥栖線境界より1.5mの範囲に埋設物(水槽の一部)
- ② ブロック塀(周囲約200m)、木杭(東側道路境界に14本)、フェンス
- ③ 門扉(東側道路境界)
- ④ 井戸φ1200、φ800(GL-1.0m以下存置、砂埋戻し、息抜きパイプVP25)
- ⑤ 不使水道管 鋳鉄管Φ75 等

●本物件は、売買契約の際、売買契約書に次の条項を加えることとします。

(特約条項)

第9条の2 乙(買受人)は、売買物件に物件概要書及び別途閲覧資料記載の内容のとおり、地下埋設物(水槽の一部、井戸跡、不使用水道管)が存在していることを了承したうえ、売買物件を買受けるものとし、これらの地下埋設物については、第11条第1項ただし書による売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

●敷地内西側に設置されている工作物(フェンス)の一部が隣接地へ越境しています。越境物については、購入者により隣接者と協議のうえ対応してください。

●上記以外の地下埋設物調査、土壌調査及び地盤調査等の個別的な調査は行っていません。

●当該物件は、接続されていない供給処理施設があります。
供給処理施設の接続等に要する費用は購入者の負担となります。